

97 学生生徒入営延期等取扱方に関する件に付各師範学校等

へ通牒

〔昭和二十年三月〕

号
定決裁
3月3日
文書課長

送 発
3月3日
起案者
〔風間〕

昭和二十年三月二日起案

〔近藤〕

理事官
〔黒田〕

〔注記1〕
総務課長
〔稲田〕

国民教育局長
〔阿原〕

〔注記2〕

案

年月日

国民教育局長

〔注記4〕
(下 札)

各師範学校長
各青年師範学校長
宛

学生生徒入営延期等取扱方ニ関スル件

〔注記3〕
□〔標記〕
□ノ件ニ関シテハ二月八日發專三五号次官通□□〔標マ〕以テ指示相

成タル処右通牒事項三項中ニ昭和十九年六月十日附通牒ニ依リ
進学又ハ卒業ノ措置ヲ講ズベキ旨指示シアルニ依リ参考ノ為該
通牒写ヲ送付ス
写通牒添付ス

發專一六一号

昭和十九年六月十日

〔加筆
写〕

専門学校長殿

文 部 次 官

在学中入営又ハ入団学生生徒ノ取扱ニ関スル件

現役又ハ召集ニ依リ入営又ハ入団スル学生生徒ノ取扱方ニ関シ
テハ昭和十二年十月二十五日附發專一四九号通牒ニ依リ処理相
成ルベキ次第有之モ其ノ学年修了、卒業、復学等ニ関シテハ
今次戦争中ハ爾今左記ニ依リ処理スルコトト相成タルニ付之ガ
実施上遺憾ナキヲ期セラレ度依命及通牒

追而陸軍航空関係予備役兵科将校補充及服役臨時特例ニ依ル
陸軍特別操縦見習士官、陸軍兵科及経理部予備役将校補充及
服役臨時特例ニ依ル特別甲種幹部候補生又ハ海軍予備員任用
臨時特例ニ依ル海軍予備生徒等ニ関シテハ本件ニ関スル通牒
ニ依リ措置相成度

記

一、最高学年ノ学生生徒ニシテ入営又ハ入団スル者ニ付テハ本
人ノ勤惰ノ情况、学業成績等ヲ勘案シ卒業ノ見込アリト認メ
タルトキハ入営又ハ入団ノ際卒業見込証明書ヲ交付シ当該学
年ノ卒業期ニ於テ卒業セシムルヲ得ルコト
右学生生徒ニシテ除隊帰還後ニ於テ実力涵養ノ為修学ヲ希望
スル者ニ対シテハ特別ノ課程（仮称補修科）ヲ設ケ又ハ最高
学年ノ課程ノ一部又ハ全部ヲ履修セシムルコトヲ得ルコト
二、右以外ノ学生生徒ニシテ学年ノ三分ノ二以上ヲ經過シタル
時期ニ於テ入営又ハ入団スルモノニ付テハ本人ノ勤惰ノ情
況、学業成績等ヲ勘案シテ修了ノ見込アリト認ムルトキハ当

該学年ノ修了期に於テ修了セシムルコトヲ得ルコト

三、前項ニ依リ修了ヲ認メタル学生生徒ノ復学ハ除隊帰還後当然上級学年ニ於テ修学スルモノナルモ復学ノ時期ガ右上級学年ノ課程ヲ修了シ得ザルモノト認メラルトキ又ハ復学ノ時期ニ拘ラズ特ニ本人ノ希望アリタルトキハ原学年ニ復シ修学セシムルコト

四、前三項ニ依リ卒業、修了、復学等ノ取扱ヲ為シタルトキハ遅滞ナク本省ニ開申スルコト

五、本件ハ学則ノ規程ニ拘ラズ之ヲ実施スベキコト

(注記1)

一完結

(注記2)

一記録掛 21・7・22 受領

(注記3)

一「」(簿冊内件名番号)

(注記4)

一速達

(下札)

(留校)

①種別 よ一ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 各師範学校等へ通牒

学生生徒入営延期等取扱方ニ関スル件 / 番号 / 結了年月日 昭

二〇 三 三 / 保存年限 / 枚数 一

[自昭18年至昭20年 学生生徒総規
第7冊] 文部省 3A. 32-6. 2456]